

愛知県再犯防止推進計画に基づく2023年度の取組【国・民間団体】

【愛知県再犯防止推進計画における6つの重点課題】	
I 国・民間団体等との連携強化 1 国・民間団体等との連携強化 II 就労・住居の確保 1 就労の確保等 2 住居の確保等 III 保健医療・福祉サービスの利用の促進等 1 高齢者又は障害のある者等への支援 2 薬物依存を有する者への支援 IV 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等 1 非行の防止及び学校等と連携した就学支援等 V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等 1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等 VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等 1 民間協力者の活動の促進等 2 広報・啓発活動の推進等	
関係機関・団体名	2023年度の取組
名古屋地方検察庁	(I 1) ・名古屋市内22箇所設置の各区障害者基幹相談支援センター(含むサテライト)のうち20箇所を訪問して、検察庁での入口支援について説明し、互いに顔が見える関係を構築した上、入口支援の理解と協力を求めるなど、名古屋市内各区の障害者基幹相談支援センター担当者との連携強化を図った。 ・更生緊急保護(含む勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等)に関して、円滑な支援を実施できるよう、名古屋保護観察所や愛知県地域生活定着支援センター、名古屋市立ち直り支援コーディネート機関等と随時意見交換会を実施した。 ・愛知県社会福祉士会リーガルソーシャルワーク研修において、刑事手続及び検察庁での入口支援の講義等を実施した。 ・愛知県地域生活定着支援センター主催の「第3回司法と福祉の情報交換会」(検察庁において開催)で、福祉関係者に対して検察庁の業務及び入口支援の取組等について説明するとともに検察庁の庁舎見学を実施した。 ・名古屋市社会福祉協議会を訪問し、検察庁の業務及び入口支援の取組等について説明し、また、同協議会地域福祉推進部部長らから「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業」等について説明いただいた上で意見交換等を行い、連携強化を図った。 ・名古屋市社会福祉協議会が定期開催している名古屋市重層的支援担当者研修会において、検察庁の業務及び入口支援の取組等について説明し、質疑応答、意見交換の機会をいただき、連携強化を図った。 ・守山区社会福祉協議会開催の「心配ごと相談員研究会」において、相談員の方々や重層的支援担当者の方々に対し、検察庁の業務説明及び入口支援の取組の説明等を実施した。 ・海部南部保護司会開催の保護司研修会において、検察庁の業務説明及び入口支援の取組の説明等を実施した。 ・名古屋高検主催の中部ブロック再犯防止シンポジウムの際、当庁刑事政策推進室副室長がパネリストとして参加し、名古屋地検の入口支援の取組事例等を説明するとともに、罪を犯した人の社会復帰支援と関係機関の連携の必要性・重要性について発信した。 ・東海北陸厚生局麻薬取締部主催の薬物再乱用防止支援事業に関する意見交換会に出席し、連携強化を図った。

名古屋矯正管区	(Ⅰ 1) ・愛知県内で矯正施設が所在する7つの市及び愛知県の首長を各施設とともに訪問し、連携協力体制の強化に取り組んだ。また、令和5年9月7日から同月8日までの2日間、当管区において、再犯防止×地方創生ワークショップ型研修を開催し、民間団体の取組及び豊田市の再犯防止に係る具体的な取組を発表いただいたほか、矯正施設において地域との連携窓口を担当する職員等と矯正施設所在自治体の再犯防止施策担当部署の職員で、再犯防止にも地方創生にも資する取組を検討するワークショップを実施した。さらに、令和6年2月26日、管内全ての自治体の再犯防止施策担当部署を対象とした地域連携セミナーを開催し、民間団体の講演のほか、一宮市から、再犯防止に係る具体的な取組を発表いただくなど、自治体や民間団体と情報交換を行った。 (Ⅱ 2) ・令和5年11月28日、居住支援協議会に参加している居住支援法人や地方公共団体の住宅担当部局職員等を名古屋刑務所に招へいし、名古屋刑務所の所内見学及び地域における刑務所出所者等の帰住先確保促進のための意見交換を実施した。 (Ⅲ 2) ・医療機関が主催する勉強会に参加し、薬物依存に関する矯正施設における取組を発表したほか、愛知県精神保健福祉センター及び名古屋市精神保健福祉センターが主催する「薬物関連問題関係機関連絡会議」にて情報を共有することで、薬物依存症回復支援に係る関係機関等の連携強化を図った。 (Ⅵ 1) ・社会を明るくする運動推進委員会、民間団体等からの依頼に基づき、近年の再犯防止施策に係る説明を実施するなど、民間団体等との関係づくり及び連携強化に取り組んだ。 (Ⅵ 2) ・再犯防止広報啓発に係るマスコットキャラクターを考案し、名古屋市営地下鉄名城線大曽根駅のホーム柵及び大同特殊鋼フェニックススクエア(旧サカエチカクリスタル広場)のデジタルサイネージにて掲示したほか、ノベルティグッズ(付箋、ウェットティッシュ)を作成し、矯正施設所在自治体会議中部地域部会等で配布した。
中部地方更生保護委員会	(Ⅱ 2) ・矯正施設入所後の早い段階から調査調整を行い、矯正施設と連携して、入所者に対し帰住予定地の設定に向けた助言指導を実施した。 (Ⅲ 1) ・特別調整を必要とする矯正施設入所者が、早期に同調整の候補者となるよう矯正施設等と連携を図った。

名古屋保護観察所	(Ⅰ 1) ・地方再犯防止推進計画が、令和5年度から令和7年度に策定予定等の地方公共団体を中心に、犯罪統計及び更生保護における取組等の情報提供や助言を行い、地方再犯防止推進計画の策定に向けた協力や働きかけを行った。 (Ⅱ 1) ・民間団体と連携し、刑務所出所者等に対して、90件を超える就職活動支援を、また、140件を超える職場定着支援を実施した。さらに、保護観察及び更生緊急保護の期間が終了した者に対して、令和3年度から開始された愛知県の職場定着支援につなげることに努め、“息の長い”支援の取組を進めた。 (Ⅱ 2) ・令和4年度末現在から登録事業者が2者、自立準備ホームが2か所増え、令和6年3月1日現在で17事業者、45か所となったほか、収容可能定員も前年度から3人分増加した。 (Ⅲ 1) ・特別調整対象候補者の選定及び特別調整対象者の帰住地調整など円滑な社会復帰のための協議を適宜開催した。 ・名古屋地方検察庁から重点実施の依頼があった被疑者2名(令和5年11月まで)と勾留中の生活環境の調整等の依頼があった被疑者又は被告人3名(同年12月以降)に対し、帰住先調整や福祉的支援の調整を実施し、更生緊急保護の申出後、愛知県地域生活定着支援センターと連携するなどして支援(いわゆる入口支援)を実施した。 ・令和5年度の心神喪失者等医療観察法による愛知県内の調査件数は8件であり、現在26名が同法の処遇下で地域生活を営んでいる。 対象者の地域処遇に際しては、入院中に策定された処遇実施計画に基づいた生活が求められ、定期的な訪問等による精神保健観察と、「医療」「援助」の効果と評価を行うケア会議を実施している。このケア会議には、対象者本人を始め、保護者等の近親者、本法の通院医療を行う指定入院医療機関、対象者に係る行政機関、支援を実施する福祉サービス事業所等に出席を依頼し、対象者への医療及び支援についての情報を出席機関間で共有した上で、処遇実施計画の立案並びに改正を実施している。また、本制度の理解と関係機関との連携強化を目的として制度説明会等を実施しており、本年度は、医療機関を始め、行政機関及び福祉サービス事業所を対象に14回実施した。 (Ⅲ 2) ・県内の薬物問題支援機関担当者の協力を得ながら、刑事処分により保護観察を受けている者に対し、集団処遇による薬物再乱用防止プログラムを264回実施した。 ・18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対し、薬物再乱用防止プログラムを個別で95回実施した。 ・令和5年度、集団処遇による薬物再乱用防止プログラムに協力を得ている医療機関、行政機関などに1名の保護観察対象者を通院等指示によりつなぎ、任意で県内の医療機関など通院、通所している者もあり、保護観察期間満了後も依存からの回復のために関係機関を利用する者が増えつつある。 ・矯正施設入所中又は保護観察を受けている薬物依存当事者の家族を集めて、引受人会を6回開催し、薬物依存症を専門とする医師、心理療法士などの専門職種のほか、ダルクや行政機関の担当者などを講師に招き、薬物事犯者の引受人や家族に対し、薬物依存に対する解説や県内の利用可能な社会資源の情報提供を行った。 ・お互いの悩みや不安を分かち合うことを目的として、保護司が運営している薬物当事者の家族が集まる会に12回協力した。 (Ⅳ 1) ・愛知県教育委員会において行っている、「若者・外国人未来応援事業」と連携し、「若者未来応援協議会合同協議会」にオブザーバーとして参加し、同事業の委託先等に、保護観察所の取組について説明や協力を依頼するなどして連携を深め、高卒認定試験合格などを目指す保護観察対象者8名が、「若者・外国人未来塾」に参加した。
-----------------	---

	(V1) ・(性犯罪)刑事処分により保護観察を受けている者に対し、集団処遇による性犯罪再犯防止プログラムを37回実施し、愛知県内における性依存症を治療する医療機関のほか、自助グループなどの情報提供を行っており、プログラム終了後も医療機関に通院してプログラムに継続参加する保護観察対象者も増えつつある。 18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対し、性犯罪再犯防止プログラムを個別で35回実施した。 ・(ストーカー)ストーカーに認定した者のうち特異動向が認められた保護観察対象者等1名に対し、愛知県警や所管警察署と連携を図り、再発防止に努めた。 ・(少年の保護者への支援)引き続き、非行少年の親子関係改善のため、定期的に外部講師による支援を行っており、令和5年度は11回実施した。 (VI1) ・保護司適任者確保のため、保護司候補者検討協議会が9保護区保護司会で延べ14回、保護司活動インターンシップが7保護区保護司会で延べ19回それぞれ開催された。保護司セミナーは、名古屋市と豊田市の2地区で各々1回実施した。 ・保護司適任者確保の取組を決めるなどのため、愛知県保護司会連合会と共同で設置した保護司適任者確保愛知県推進本部会議が1回開催された。 ・全3回開催した保護区保護司会代表者協議会で、保護司会等に対し、保護司適任者確保のための取組の実施を促した。 ・機関紙「あいち更生保護」(年4回発行)において、取組状況の紹介や適任者確保に必要と考えられる情報を提供した。 ・更生保護サポートセンターの円滑な運営について、随時助言した。 ・更生保護女性会及びBBS会の新会員に対し、更生保護への理解を深めるための研修を各々1回実施した。 ・愛知県保護司会連合会等更生保護関係団体とともに、保護司を始めとする、更生保護功労者に対する顕彰等を行う愛知県更生保護大会を開催した。 (VI2) ・“社会を明るくする運動”県推進委員会の取組として、以下を実施した。 ・デジタルサイネージを利用して、本運動CM動画等を延べ約13,000回放映した。 ・西区推進委員会と共催し、大型ショッピングセンター「イオンモール名古屋リタケガーデンセンター」で広報活動を実施した。 ・愛知県内の小・中学校を対象に本運動作文コンテストを実施し、応募作品は合計12,890作品にのぼった。 ・強調月間期間中の取組として、以下を実施した。 愛知県庁、名古屋市役所、名古屋法務合同庁舎に本運動を記した看板を掲出した。 名古屋市営地下鉄、金融機関、公共施設等に本運動ポスターを掲出した。 名古屋市内のデパート「三越名古屋栄店」、「大丸松坂屋名古屋店」に懸垂幕を掲出した。 愛知県体育館で行われた大相撲名古屋場所において、本運動に係る懸垂幕を掲出した。 バンテリンドームナゴヤで行われた中日ドラゴンズ公式試合開始前に、電光掲示板を用いて本運動に係る広報を実施した。 豊田スタジアムで行われた名古屋グランパス公式試合前に電光掲示板を用いて本運動のCM動画を放映した。 金山総合駅連絡通路橋に設置の「金山ナイス」において、本運動に係るショートアニメを放映した。
--	---

愛知労働局	(Ⅱ 1) ・巡回相談 原則、毎月第3水曜日13:00～15:00に名古屋保護観察所庁舎内面接室にて実施 令和5年度は9回実施(保護観察官面談25件、職業相談13件) 駐在支援 ・原則、毎週水・木曜日9:30～16:00に名古屋刑務所分類審議室及び教室にて実施 令和5年度は61回実施(名古屋刑務所56回、愛知少年院5回) ・包括的支援連携会議 名古屋刑務所にて1回実施 ・名古屋刑務所就労支援フェスタ 連携を図っている名古屋刑務所が実施したフェスタに、関係職員を見学のため派遣 (1) 令和5年6月23日(金) 参加企業6社、参加受刑者43名 派遣職員4名(ハローワーク豊田2名、労働局2名) (2) 令和5年12月22日(金) 参加企業4社、参加受刑者31名 派遣職員4名(ハローワーク豊田2名、労働局2名)
名古屋刑務所	(Ⅰ 1) ・障害等を有する受刑者の社会復帰に係る地域連携に向けて、福祉関係機関等との連絡協議会を開催したほか、帰住地を有さない出所者への支援について理解を得るため、居住支援法人等を交えた居住支援意見交換会の開催に協力した。 (Ⅱ 1) ・就労支援スタッフによる各種指導のほか、ハローワーク職員による職業相談、コレワーク求人とのマッチング、更生保護官署への情報提供等、関係機関との連携を軸とした包括的な支援体系を構築している。 協力雇用主(刑務所出所者の雇用に理解のある企業)を招いて就労支援フェスタ(対面形式による合同企業説明会)を二度にわたって開催し、合わせて受刑者74名が参加した。 ハローワークに対し、令和5年の1年間で、受刑者111名の就労に関して協力依頼を行い、採用面接をのべ58件実施し、就職内定者が35名に上った。また、満期釈放者対策として、在所中に内定を得た満期釈放者に関しては、確実に更生保護官署へ情報提供を行い、出所後の定着支援につなげている。 日本財団職親プロジェクトと提携した職業訓練対象者への指導、福祉的就労を意図した就農指導についても実施した。

	(Ⅱ2) ・帰住地がなく自立の困難な受刑者に対し、令和5年の1年間で、特別調整を17件、独自調整を18件実施し、支援団体提供賃貸住宅、障害者施設、高齢者施設、自立準備ホーム等の帰住先を確保した。 (Ⅲ1) ・福祉、行政、司法、更生保護、福祉に係る関係機関を招き、福祉関係機関等との連絡協議会を開催し、当所の独自調整の現状と課題について意見交換を行った。また、障害等を有する受刑者の社会復帰支援に向けた農福連携推進のため、NPO団体の協力を得て、支援に係る意見交換会を開催したほか、在所者に対する就農指導について実施した。 (Ⅲ2) ・違法薬物等の使用が問題となっている受刑者に対し、薬物依存離脱指導を実施するとともに、刑務所出所後の保護観察所における薬物再乱用防止プログラム受講に向けて、保護観察所、地方更生保護委員会と連携している。 (Ⅴ1) ・重度の身体障害を有していたり、高齢等で財産管理が困難であったりするケースにおいて、福祉支援に当たり法的手続きを要する場合等、本人の同意を得た上で、地域再犯防止推進事業である寄り添い弁護士制度を依頼し、連携して対応している。 (Ⅵ1) ・愛知県弁護士会におけるよりそい弁護士制度と連携し、相談支援の連絡調整を実施している。 (Ⅵ2) 近隣大学等の教育機関、保護司会、精神保健福祉機関等からの依頼により、施設見学や講義・講演等を実施し、広報と啓発活動に努めている。 なお、上記数値については、令和6年2月末時点のものである。
--	--

豊橋刑務支所	(Ⅱ1) 就労支援対象者24名に対し、ハローワーク職員による職業相談を実施した。また、就労先が確保できた者についても、職場定着支援として対象受刑者と企業の面接を1回実施した。 (Ⅱ2) 帰宅先がない受刑者に対し、居住支援を3件行った(精神科病院への入院1件、認定NPO法人所有アパートへの入居1件、特別養護老人ホームへの入所1件)。 愛知県地域生活定着支援センターが三河地域にある施設での女子受刑者受け入れ実績を作ることができるよう、三河地域の支援者との関係強化に努めており、今後情報共有をしていけるようにする。 (Ⅲ1) 高齢、障害のある受刑者に十分な情報を与えるため、社会復帰支援指導(一般改善指導)の中で保健医療・福祉サービスについての授業を取り入れている。 (Ⅲ2) 職員が医療法人岩屋会岩屋病院へ訪問、依存回復プログラムに参加し、意見交換会を1回実施した。 (Ⅴ1) 外部から2名の公認心理師の先生に各月1回来庁して頂き、在所受刑者の中でも個別に事件の内省を深めるためや自身への理解、心情の安定を図るため、カウンセリングを行っている。
岡崎医療刑務所	(Ⅰ) ・医療関係機関と医療に関する協議会を開催するなど、関係機関及び民間団体等と連携し、当所の精神障害を有する受刑者の精神科治療や社会復帰支援に係る理解促進を図っています。 (Ⅱ1) ・3月に就労支援フェスタを開催した際、協力雇用主である企業が職業講話を実施し、その後、情報共有や意見交換等を行ったことで、就労支援の充実及び事業者との連携強化を図ることができました。 (Ⅱ2) ・出所者のうち、帰宅予定地のない者について、NPO法人や地域の居住支援法人与自然連携して出所後の居所の確保に取り組んでいます。 (Ⅲ1) ・現在、短期間で再犯を繰り返す障害受刑者に対して、関係自治体や福祉団体と重層的支援体制等を活用し、各自治体での支援会議に10回参加し、引き続き釈放後の支援会議にも参加しています。 また、釈放時の乗車保護は10回実施し、福祉関係機関との対象者の最終的な情報共有と確実な釈放時保護に努めています。 (Ⅲ2) ・薬物事犯者に対しては、心理士によるカウンセラーや自助団体とのミーティングなど、個別指導、集団指導など対象者の特性に応じた指導を行っています。 (Ⅴ) ・現在、精神疾患を有する対象者のうち、特に出所後の生活に適応する能力の改善が必要である者に対して、作業療法や、各職員による生活指導やミーティング、医療部職員による心理教育等のプログラムを、対象者の病状に応じて実施しています。 (Ⅵ2) ・11月に矯正展を市内公共施設で実施したことで、幅広い層に矯正施設の取組を知ってもらうことができました。

名古屋拘置所	(Ⅰ 1) ・被疑者支援の対象者の増加に伴い、地域生活定着支援センター等の関係機関と連絡をとり、帰住先等を確保することができた。 (Ⅱ 1) ・昨今の社会情勢の変化や公共職業安定所、コレワークから収集した情報に基づいて予測した雇用状況に基づき、就労継続の重要性を説くとともに、健全な就労生活に対する動機付けを行った。 (Ⅱ 2) ・地域生活定着支援センターや身柄拘束直前に入居していた自立準備ホーム等の関係機関と連絡をとり、帰住先確保のための連携強化を図った。 (Ⅲ 1) ・高齢又は障害のある者等への支援について、当所に保護上移送されたものの釈放にあたり、地域生活定着支援センターと移送元施設との連携を密にし、両者の橋渡しを行った結果、支障なく支援に引継ぐことができた。 (Ⅲ 2) ・薬物事犯者に対する指導において、自助グループ等と連携をとり、切れ目のない支援に努めた。 (Ⅴ 1) ・各種改善指導における個別指導及びグループワークについて、専門家の知見を活用して、その精度を高め、当該指導の充実化を図っている。
--------	--

瀬戸少年院	(Ⅰ 1) ・令和5年11月に、地域住民の方を対象とした施設見学会を実施し、27名の方に御参加いただいた。また、年度を通じて、所在自治体や地元町内会と連携して、保育施設や福祉施設、公園での奉仕作業等を行った。 (Ⅱ 1) ・ハローワークとの連携を図り、令和5年中に10名が在院中の就職内定を得た。また、昨年度新たに設置した職業指導(I C T技術科)において、指導の充実を図るため、本年度も引き続き瀬戸市デジタルリサーチパークセンターから講師の派遣を受けたほか、同じく昨年度新たな資格取得科目として設置したビルクリーニング技能検定において、(一社)愛知ビルメンテナンス協会の協力を得ている。 (Ⅱ 2) ・保護者の下への帰住が困難な在院者について、福祉スタッフの知見を活用して、関係機関と連携して帰住先の確保に努めた。 (Ⅲ 1) ・福祉スタッフの知見を活用して、各種手帳の取得や医療機関、自助団体を始めとした関係機関との情報共有や引継ぎを行った。また、令和5年中に保護者や関係機関等を交えた支援会議を50回以上実施した。 (Ⅲ 2) ・自助グループに協力いただきながら、指導の充実強化を図り、出院後も同グループ等の社会資源に円滑につながるよう支援した。 (Ⅳ 1) ・外部講師を招へいして、高校卒業程度認定試験の受験指導体制の充実を図ったほか、修学を希望する者に対して、希望先学校の情報提供や通信制高校修学のための支援を実施して、在院中に学校関係者との連携を図り、修学に係る円滑な社会復帰支援を実施した。 (Ⅴ 1) ・文化の違いを背景に生き辛さを抱える外国籍在院者に対する指導について、民間有識者から意見聴取を行い、充実を図った。 (Ⅵ 1) ・大学や福祉機関、医療機関等の施設参観を受け入れ、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解の促進を図り、各団体との連携強化を図った。 (Ⅵ 2) ・在院者が作成した製品を矯正展等において販売し、少年院の教育活動への理解の促進を図った。また、近隣高校教諭を招いて、当院の教育活動を見学していただいた。
-------	---

愛知少年院	(Ⅰ 1) ・職業生活設計指導のキャリアカウンセリング講座として、①財務省東海財務局職員を講師としての講話、②豊田ハローワーク職員を講師としての講話、③日本年金機構と豊田年金事務所職員を講師としての講話、をそれぞれ実施した。 また、愛知県警によるいわゆる「闇バイト」防止に係る全体講話を実施したほか、愛知県金融広報委員会所属の金融広報アドバイザーを講師として、特定生活指導(成年社会参画指導)の周辺プログラムの一つとして全体講話を実施した。 (Ⅱ 1) ・出院後の生活への軟着陸、職場定着等を目的として、引受人たる雇用主やグループホームの御協力の下、就労先となる職場や寮の見学を4件実施したほか、更生保護官署、引受人たる雇用主、保護者、当事者支援団体などとのケース会議を5件実施した。また、実母の許を離れ、遠方に帰住する者について、在院中からテレビ会議によって所轄保護観察所及び就労支援事業者機構と連携し、本人の意向に沿いながら、適切な就労先を選定いただき、出院後は当該就労支援事業者機構に伴走いただきながら採用面接を実施いただき、内定につなげることができた。さらに、当該保護観察所主催で、当該出院者の職場定着を目的としたケース会議に出席し、在院中から出院後の定着までを含めた支援を実施した。 (Ⅱ 2) ・保護者が引受を拒否し、グループホームへの帰住となった在院者について、更生保護官署、地域生活定着支援センター、寄り添い弁護士によるケース会議を実施したほか、出院後の生活が本人にとって具体化できるよう、帰住先グループホームや日中活動場所への見学を実施し、もって円滑な社会復帰支援を推進した。 (Ⅲ 1) ・地域生活定着支援センターのみならず、在院者の特性に合わせて、障害者就業・生活支援センターなどの面接相談を調整、障害者手帳の取得・更新の支援を行ったほか、保護者の許帰住不可となり適当な帰住先がなく、また、病識がなく治療的動機付けが困難な在院生について、更生保護官署、警察、保健所などと連携して、精神保健福祉法第29条による措置入院につなげ、もって円滑に医療機関に引き継ぐことができた。 (Ⅴ 1) ・過去に少年院又は少年刑務所の被収容歴のある人による講話として、①NPO法人「再非行防止サポートセンター愛知」理事長の高坂朝人氏による講話(生活指導領域)及び②NPO法人「陽和」代表渋谷靖幸氏による講話(職業指導領域)を実施した。 (Ⅵ 1) ・高等学校卒業程度認定試験受験に際しての課業について、グループ学習の効果を重視し、NPO法人「くらし応援ネットワーク」の講師を招いて「高認コース」というクラスを設けた。 また、法務省矯正局による「少年院における動物(犬)介在活動」におけるパートナー犬計画に基づき、当院では1頭の保護犬を飼養し、在院者への特別活動指導(情動的活動)としてのパートナー犬講座において、犬に関する専門家であるドッグトレーナー山越氏を講師として招へいし、毎月3回程度実施した。 (Ⅵ 2) ・新型コロナウイルス感染症の落ち着きを鑑みて、地域住民に対する当院敷地内の桜並木の一般開放を再開。今年度の開催では、これまで行わなかった職業指導製品の販売も併せて実施した。また、更生保護団体からの参観を可能な限り受け入れ、当院の教育内容等について広報を行った。
-------	--

豊ヶ丘学園	(Ⅰ１) ・愛知県協力雇用主会による職業講話を年4回実施した。 ・笠寺年金事務所による年金講話を年3回実施した。 ・ハローワーク名古屋南による就労支援講話を年3回実施した。 (Ⅱ１) ・就労支援を希望する在院者が6名であったところ、在園期間中に全員が採用面接を受け、全員が内定を得ることができた。その中の1名は、雇用主が引受人となったことで、在園期間中に在院者の会社訪問や帰住予定地である同社社員寮の見学を実施した。社会復帰のための大きな動機付けとなった。 (Ⅲ２) ・薬物非行防止活動の充実・強化を図るため昨年度から継続して自助グループを招へいしている。さらに、強度の依存が認められ、自助グループ職員との個別指導により、同グループへの参加を強く希望した在院者に対し、グループミーティング場所であるダルクへの見学を実施した。 (Ⅳ１) ・数年振りに中学在籍者の入院があり、これまで学習に対して嫌悪感が強く、不登校であった者に対して進路先情報の提供や外部講師による教科授業を行ったことで、学習意欲が向上した。また、在籍学校、在院者、保護者、当園職員とで復学に向けた四者面談を実施した。 ・民間学力テストを年2回実施した。 (Ⅴ１) ・在院者の中には、発達上の問題を抱え、社会では専門医に通院歴があったが、非行を繰り返したことで通院や服薬が中断している者がいる。在院期間中に在院者と保護者の関係修復を行い、在院期間(140日程度)の内に3回の通院を行い、出院後に関係機関と連携を図るべく、ケース検討会を実施した。
名古屋少年鑑別所	(Ⅱ１) ・社会生活上の課題を抱える保護観察中の少年1人を補佐員として採用し、他の就業が決まるまでの間の業務上の助言や心理支援などのフォローアップを務めた。 (Ⅲ１) ・保護処分歴あるいは刑事処分歴があつて、高齢又は障害のため、福祉支援を受けている者に対して、福祉施設などからの依頼に基づいて74件の相談支援を実施した。 (Ⅲ２) ・保護観察所で行われる薬物乱用防止指導に計66回職員を派遣した。 (Ⅵ１) ・学校及び教育委員会からの依頼に基づき、非行等の問題行動のある児童生徒に対する心理相談や法教育等の支援を131件実施した。
愛知県弁護士会	・よりよい弁護士制度を継続実施している。
愛知県医師会	特になし
愛知県社会福祉協議会	・セーフティネット対策として、生活困難者に対する日常生活自立支援事業の実施主体であり、生活福祉資金貸付事業の相談窓口である市町村社会福祉協議会との連携や、支援に関する情報共有を深め、自立支援活動の推進に取り組んだ。
愛知県社会福祉士会	・本会のリーガルソーシャルワーク委員会が中心となり、司法福祉の分野において社会福祉士として身に付けておくべき知識の再整理と、愛知における入口支援の現状を把握することを目的として、名古屋地方検察庁等にご協力いただき、会員のスキルアップを目指した研修会を年度末に集合型で1回開催した。 ・愛知県弁護士会とは、寄り添い弁護士制度や更生支援計画書について年末に意見交換を行った。

愛知県更生保護協会	(VI2) ・社会を明るくする運動”愛知県推進委員会へ助成を行い、県内啓発行事に複数参加した。 (VI2) ・機関紙を年4回発行し、更生保護についての広報活動を幅広く行った。
愛知県保護司会連合会	(I1) 再犯防止に資する事業等を行っている機関・団体等からの要請に基づき、会長・副会長が各機関・団体の協議会構成員となり連携を図っている。また、更生保護関係団体との連携を密にしている。 引き続き、各種会議・研修を通じて関係機関団体との連携強化に努める。 (VI2)「社会を明るくする運動」愛知県推進委員会へ助成を行い、県内啓発行事に複数回参加した。
愛知県更生保護事業連盟	・愛知県内にある更生保護施設6か所の職員を集め、連携強化のため意見交換会を1回開催した。
愛知県更生保護女性連盟	(IV1) ・昨年度より、名古屋刑務所で行われるみよし矯正展において、社会を明るくする運動の一環として、啓発活動を実施した。矯正展会場では更女会のブースにおいて活動を知っていただくために、更女会員の手作りマスコットを配り理解をいただいた。 ・愛知県内の市町において子ども食堂を運営した。 ・高齢者の居場所作りをし、一人暮らしの話相手になり活動をした。
愛知県BBS連盟	(IV1) ・【研さん活動】 愛知県BBS連盟総会の開催 1回 愛知県BBS連盟会員交流会の開催 1回 東海ブロックBBS会員研修会の開催 1回 ・【グループワークの開催】 グループワークは複数の少年とBBS会員がグループになって一緒に活動する。ともに楽しみ、コミュニケーションをとることで心の居場所を作ることや、再犯防止に繋げることを目的とする。 愛知県BBS連盟に属する地区会が以下のようなグループワークを開催した。 ①自立援助ホームの少年と日帰り旅行in明治村・犬山城 (名古屋南BBS会) ②自立援助ホームの少年とラウンドワンのスポッチャで遊ぶ (名古屋南BBS会) ③モルック交流会 (安城BBS会) ④児童養護施設に訪問、施設内で園生と遊ぶ (豊田BBS会) 【更生保護施設が開催する清掃活動に参加】 更生保護施設の少年、更生保護女性会、BBS会員でグループを作り、地域を歩いてゴミ拾いなどの清掃活動をした。3～4回

愛知県就労支援事業者機構	(Ⅱ1) ・保護観察等の期間を経過して国による支援が及ばなくなった者に対し、国の職場定着支援を引き継ぎ実施する「令和5年度刑務所出所者等職場定着支援事業」を愛知県から受託し、協力雇用主のもとで就労する刑務所出所者等55人の職場定着支援を行った。その結果、過去の実態調査はもとより、本事業実施1年目(令和3年度)及び2年目(令和4年度)の実績に比べても、短期離職者の割合が大幅に減少する効果が認められた。 このほか、本事業により県内を3ブロックに分けて協力雇用主等に対する情報交換会議を計3回開催し、97人の参加を得て、刑務所出所者等の雇用に係る工夫や課題の情報を交換した。参加者の約9割から、参加してよかったとの感想が寄せられた。 (Ⅱ2) ・名古屋保護観察所等と連携を図りながら、住居付き雇い入れが可能な協力雇用主の拡充に取り組むとともに、更生保護施設在所中の者等に就労支援を行った結果、10人を住居付き雇い入れが可能な協力雇用主への住み込み就職又は居住支援法人の協力を得て大家さんの理解がある賃貸住宅への入居をさせた。 (Ⅴ1) ・犯罪をした者の特性に応じた効果的な就労支援ができるよう、名古屋保護観察所と連携して協力雇用主の業種拡充に取り組んだ。多様な業種に協力雇用主への登録を呼びかけるチラシを、行政機関等を通じて事業者へ配布し、また、行政機関の窓口留め置く等し、これまで多数を占めていた建設業以外の事業者では15事業者が名古屋保護観察所へ新たに協力雇用主として登録された。 (Ⅵ1) ・23の地区協力雇用主会に対し、講師派遣、啓発資材の配布等により研修を支援したほか、うち21の地区協力雇用主会に組織活動に対する資金面での支援をした。
--------------	---

愛知県地域生活定着支援センター	(Ⅰ 1) ・(特非)くらし応援ネットワークに、厚生労働省社会・援護局長等(局長、総務課長、課長補佐、対策官、保護課専門官)が法人視察に来ていただき、再犯防止に関する取組等の説明の機会をいただく。定着支援センターも参加し、事業説明や支援する事での再犯率の減少等の説明を行った。 (Ⅰ 1) ・(特非)くらし応援ネットワークに、こども家庭庁(虐待防止課長、課長補佐、指導係長、企画法令係)が法人に視察に来られ、当法人の児童・少年支援(児童相談所との連携等)の説明を行った、 (Ⅱ 1) ・ユニバーサル就労支援の観点から、ハローワークや(特非)愛知県就労支援事業者機構等の関係機関と連携して、就労へのつなぎを行っている。協力雇用主として、雇用を継続している。 (Ⅱ 1) ・(特非)くらし応援ネットワークは、「愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人」(指定番号:愛知第21号)として、前年度同様に継続的な支援の実施に協力した。 (Ⅱ 2) ・包括的居住支援の観点から、「愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人」(指定番号:愛知第21号)として、2022年度は、国土交通省「令和4年度 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(居住支援法人活動支援事業)」の補助金交付を受けて、「保護観察対象者等」を含む「住宅確保要配慮者」の居住支援(死後事務委任契約を含む)に取り組み、継続的に活動を実施した。 (Ⅱ 2) ・自立準備ホーム登録事業者として、(一社)日本自立準備ホーム協議会に加盟し、行き場のない刑務所出所者等の住居の確保に協力した。 (Ⅲ 1) ・愛知県地域生活定着支援センターとして、関係機関と連携して、「特別調整」71件、「一般調整」12件(うち前年引継1件、新規5件)、「被疑者等支援業務」15件(、「相談支援業務」53を実施したほか、名古屋市に設置されている「名古屋市再犯防止推進会議」、豊田市に設置されている「豊田市再犯防止推進委員会」、一宮市自立支援協議会に設置されている「触法障害者支援連絡会議」に出席するなど、「地域ネットワーク強化業務」を実施した。 (Ⅲ 1) ・愛知県地域生活定着支援センターとして、愛知県弁護士会と作成した様式「相談依頼書」を活用した入口支援(刑事弁護人からの相談依頼)に関しても引き続き継続的に取り組んだ。
------------------------	---

	(Ⅲ2) ・愛知県地域生活定着支援センターとして、「薬物依存症からの回復支援に関する懇談会」に出席し、県精神保健福祉センターや保護観察所、民間支援団体等との連携強化を図った。 (Ⅳ1) ・(特非)くらし応援ネットワークが、法務省矯正局のモデル事業として、愛知少年院の在院少年に対して、高校卒業程度認定資格取得に向けた学習支援を実施した。 (Ⅴ1) ・被疑者等支援業務や特別調整対象者等について、愛知県地域生活定着支援センターが、愛知法務少年支援センターの「地域援助」や、名古屋保護観察所の「専門的処遇プログラム」に確実に繋がるよう、同行支援を行った。 (Ⅴ1) ・(特非)くらし応援ネットワークの職員が、保護司に登録し、地域社会での息の長い支援に協力した。 (Ⅵ2) ・定着支援センターとして、司法関係者と福祉関係者を繋ぐための、「司法と福祉の情報交換会」を実施し、広報・啓発に努め、他機関との連携強化に努めた。
愛知県内地区協力雇用主会	取組は愛知県就労支援事業者機構を参照
愛知県社会保険労務士会	・協議会の活動内容を当会の常任理事会、理事会及び総会で報告。また、当会のホームページで協議会の活動内容について会員に対して周知を図った。

再非行防止サポートセンター 愛知	(Ⅰ 1) ・法務省矯正局、保護局と連携強化のため、再非行防止サポートセンター愛知が加盟している日本自立準備ホーム協議会として、意見交換を3回開催した。 (Ⅱ 1) ・就労支援のため、名古屋保護観察所と意見交換を12回開催、名古屋市中央児童相談所と意見交換を12回開催した。就労支援をおこなう際に、愛知県就労支援事業者機構と連携をおこなった。障害があり本人が希望した場合に、愛知県就労支援事業者機構や相談支援事業所や就労継続支援B型事業所と連携をおこない、利用調整をおこなった。 (Ⅱ 2) ・住居確保のため、名古屋保護観察所と意見交換を12回開催、名古屋市中央児童相談所と意見交換を12回開催した。全国の自立準備ホームの連携強化、住まいの選択肢を増やすために、日本自立準備ホーム協議会として、全国8つの地方において地方自立準備ホーム勉強会をそれぞれ1回ずつ開催した。障害がある場合には、保護観察所や矯正施設や愛知県地域定着支援センターやグループホームと連携をおこなった。法人で運営している自立準備ホームでの引き受けをおこなった。 (Ⅲ 1) ・障害のある罪を犯した人を、自立準備ホーム、グループホーム、就労継続支援B型事業所において積極的に受け入れをおこなった。 (Ⅲ 2) ・薬物、性、アルコールなどの依存症がある人の支援の際に、医療機関への同行、服薬管理などをおこなった。 (Ⅳ 1) ・通信制高校での学び直しを希望した際に、通信制高校と連携をおこない、入学時と在学時の支援をおこなった。 (Ⅴ 1) ・犯罪経験のある支援者が1名増えて、3名となった。対象者が矯正施設で生活しているときから、スタッフが面会と文通を重ねてきた。刑事裁判の情状証人としても出廷した。 (Ⅵ 1) ・支援の選択肢を増やしていくために、全国の民間団体からの見学依頼を受け入れ、こちらからも積極的に見学に行かせてもらった。少年と女性を主に受け入れをしている自立準備ホームに取材に行き、一つの冊子にまとめ、関係団体に送付した。 (Ⅵ 2) ・メディア等からの取材依頼は慎重に受け、SNS等での発信もおこなった。広報のために、くらし応援ネットワークと共催をして、シンポジウムを開催した。
-----------------------------	--